

令和３年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：政策統括官付地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 糖類及び砂糖菓子、各種の調製食料品																															
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第２項 ○具体的な内容 「令和３年３月３１日まで」とされているものを１年間延長する。																															
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考																							
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠																									
		(別紙)																															
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和３年４月１日 ○適用期間 令和３年４月１日 ～ 令和４年３月３１日																															
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>香味着色糖等の輸入指定糖については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和４０年法律第１０９号。以下「糖調法」という。）に基づき、指定糖調整金及び関税を徴収することとされ、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が指定糖の売買を行う際、WTO協定税率（以下「譲許税率」という。）の範囲内で一次、二次調整金の徴収を行うこととなっている。</p> <p>指定糖の税率については、ウルグアイ・ラウンド以前には譲許していなかったが、平成７年４月１日以降、調整金及び関税を合計した額について譲許しており、平成１２年度まで同率で引き下げることとされたことから、関税部分についても、暫定税率として同率引き下げを行った。</p> <p>現在の指定糖の一次調整金（平成３０砂糖年度平均）は、粗糖で約３９円/kg（精製糖換算：４０円/kg）、精製糖で６３円/kg程度となっている。また、国内の砂糖の需給動向を踏まえて、農林水産大臣が定める輸入指定糖の数量を超えて輸入される粗糖については、二次調整金（平成３０砂糖年度）として約２６円/kg（精製糖換算：２７円/kg）が一次調整金に上乗せして課されている。</p> <p>具体的なデータとして角砂糖（１７０１.９９-１００）を例とし、過去５年間のデータは以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">単位：円/kg</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>２６年</th> <th>２７年</th> <th>２８年</th> <th>２９年</th> <th>３０年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲許税率</td> <td>１０６.２０</td> <td>１０６.２０</td> <td>１０６.２０</td> <td>１０６.２０</td> <td>１０６.２０</td> </tr> <tr> <td>基本税率</td> <td>６３.５０</td> <td>６３.５０</td> <td>６３.５０</td> <td>６３.５０</td> <td>６３.５０</td> </tr> <tr> <td>暫定税率</td> <td>３９.９８</td> <td>３９.９８</td> <td>３９.９８</td> <td>３９.９８</td> <td>３９.９８</td> </tr> </tbody> </table>									２６年	２７年	２８年	２９年	３０年	譲許税率	１０６.２０	１０６.２０	１０６.２０	１０６.２０	１０６.２０	基本税率	６３.５０	６３.５０	６３.５０	６３.５０	６３.５０	暫定税率	３９.９８	３９.９８	３９.９８	３９.９８	３９.９８
	２６年	２７年	２８年	２９年	３０年																												
譲許税率	１０６.２０	１０６.２０	１０６.２０	１０６.２０	１０６.２０																												
基本税率	６３.５０	６３.５０	６３.５０	６３.５０	６３.５０																												
暫定税率	３９.９８	３９.９８	３９.９８	３９.９８	３９.９８																												

調整金(一)	41.27	41.38	37.09	41.79	40.45
調整金(二)	26.64	26.89	26.75	26.86	26.82

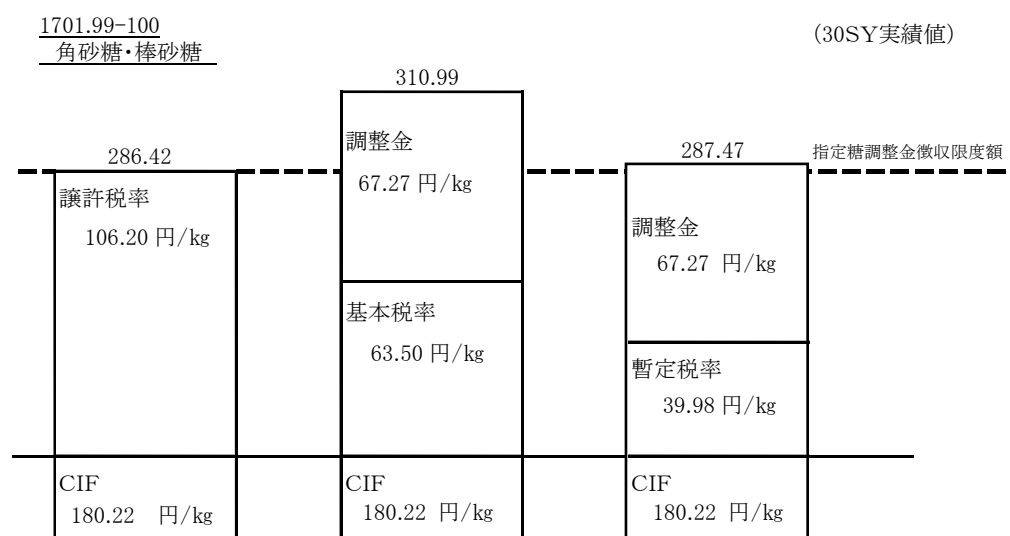
**② 問題点**

基本税率の場合、一次調整金の徴収はほぼ全部可能となるものの（注：指定糖の一次調整金単価は四半期毎に変動するため、一次調整金も全部徴収できない可能性もある。）、二次調整金の十分な徴収が行えず、調整金収入をもって国内甘味資源作物及び国内産糖生産をするという現行の砂糖制度の維持が困難となる。

改正の必要性と目的達成の見通し

**① 改正の方向性**

上記の①現状及び②問題点を踏まえ、糖調法上の運用において暫定税率を延長する必要性については、以下のとおりである。



上記の②問題点に記載のとおり、基本税率の場合、機構は需給の緩和による国内糖価の下落を補填する財源としての二次調整金の十分な徴収が不可能となり、糖調法の運用に支障をきたす可能性が生じる。そのため、暫定税率を設定することにより、譲許税率の範囲内で一次、二次調整金の徴収を全額（注：指定糖の一次調整金単価は四半期毎に変動する関係で、時期によっては、ごくわずかに譲許税率を上回り調整金徴収額が全額とならない場合もある。）行うことが可能となり、現行制度の維持に寄与している。以上のことから、現行の暫定税率を引き続き延長する必要がある。

**② 改正目的達成予定時期**

WTO交渉の状況等によっては、香味着色糖等を含む指定糖について更なる譲許税率の削減等が予想されることから、改正目的達成時期については現行暫定税率を維持し、今後の更なる関税削減方式について柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。

<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>香味的糖等の関税部分について暫定税率を設定することにより、譲許税率の範囲内で調整金を徴収することができ、それを財源として国内甘味資源作物及び国内産糖の生産の維持を図ることが可能となる。</p> <p>【平成 30 砂糖年度適用実績（「増減税額」は試算値）】</p> <p>※1701.99-100 について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入実績：1,194 トン、215 百万円</li> <li>・ 増減税額：関税（基本税率 63.50 円/kg、暫定税率 39.98 円/kg）  <math>1,194,000\text{kg} \times (63.50 \text{ 円/kg} - 39.98 \text{ 円/kg}) = 28 \text{ 百万円}</math>  調整金（基本税率の場合 42.70 円/kg、暫定税率の場合 66.22 円/kg）  ※42.70 円/kg は、WTO 協定税率 106.20 円/kg と基本税率 63.50 円/kg との差、  66.22 円/kg は、WTO 協定税率 106.20 円/kg と暫定税率 39.98 円/kg との差。  <math>1,194,000\text{kg} \times (66.22 \text{ 円/kg} - 42.70 \text{ 円/kg}) = 28 \text{ 百万円}</math></li> </ul> <p>関税暫定措置法が適用されない場合、関税は 28 百万円増となる。一方、調整金は 28 百万円減となり、調整金を財源とする国内甘味資源作物生産者等への支援に影響を及ぼすことになる。</p> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>—</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>上述のとおり、令和 2 年度末をもって暫定税率を廃止して基本税率に戻した場合、WTO 交渉の状況等により、国内甘味資源作物及び国内産糖の支持財源である調整金が徴収できない事態が発生し、我が国の砂糖制度の維持が困難となる可能性があるため、現行暫定税率を延長して柔軟な対応を行えるようにすることが妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>—</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>—</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>砂糖は、国民生活上なくてはならない基礎的食料であり、砂糖の原料となる甘味資源作物であるさとうきびは、沖縄県・鹿児島県南西諸島において、他作物に代替不可能な基幹的作物、北海道のてん菜は、地力確保のために不可欠な輪作体系を支える重要な作物であり、産地の製糖工場とともに地域の雇用・経済を支える重要な役割を果たしている。</p> <p>一方、我が国には国土条件等の制約から、国産品と輸入品には内外価格差が存在するため、関税暫定措置法に基づく暫定税率を適用し、譲許税率の範囲内で輸入原</p>

	<p>料糖及び精製糖等の指定糖から調整金が徴収され、国内産業を支援する交付金の財源とされている。このため、国内の生産者の経営の安定、国内製造業による砂糖の安定供給の観点から継続要望も多いことから、引き続き本制度の実施が必要である。</p> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律】</p> <p>輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。</p>
--	---

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>指定糖についての暫定税率は、ウルグアイ・ラウンド後に譲許して以降、その削減税率に応じて現在まで延長されている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>「①改正によって期待される効果」と同じ</p>



	221	-分蜜糖のもの	35 % 又は 27 円/ kg の うち いずれ か 高い 税率	24.6% 又は 13.30 円/kg のうち いずれ か 高い 税率		35 % 又は 27 円/ kg の うち いずれ か 高い 税率	24.6% 又は 13.30 円/kg のうち いずれ か 高い 税率		52.5% 又は 49.70 円/kg のうち いずれ か 高い 税率	
--	-----	---------	---	---	--	---	---	--	---	--